

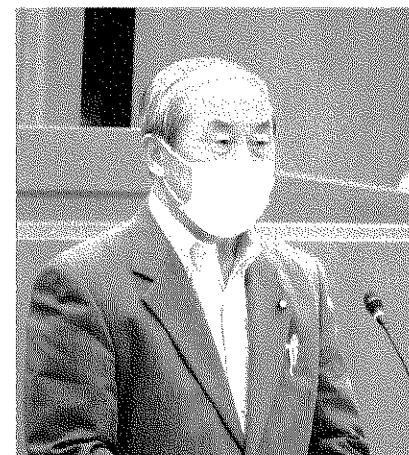
No.1547
発行者
日本共産党
西部地区
委員会
日田市中城
町6-29
TEL24-2145
2020年
10月9日

大谷市議会
一般質問
9月議会

県に制度の拡充を求めよ

国が支援制度の対象外であった半壊の一部を対象にしたので、県の制度で床上や一部損壊を支援するよう質問。福祉保健部長は県と協議すると答弁。

被災者住宅重建支援金制度



新型コロナ感染症対策

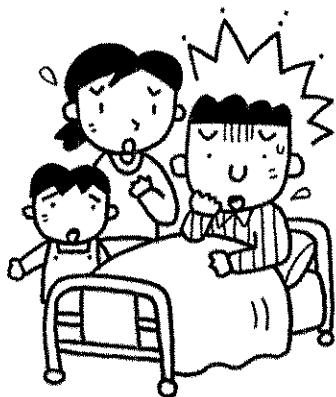
被用者だけつて不公平では?

大谷敏彰市議は、コロナ感染症対策の一環で、国保制度の傷病手当の対象拡大について質問。いま対象が被用者というのは不公平で、個人事業者や農家も対象にする」と、また適用期間の延長を求めました。

大谷市議は「不公平をこの手当はありませんでしたが、厚生労働省は感染拡大防止のために、労働者が休みやすい環境の整備が重要で、感染または感染が疑われる場合、就労できなかつた日数に応じ、収入の三分の二を支給する制度を作りました。現在は被用者だけが制度の対象です。

国民健康保険の傷病手当個人事業者も対象に

大谷敏彰市議は、コロナ感染症対策の一環で、国保制度の傷病手当の対象拡大について質問。いま対象が被用者というのは不公平で、個人事業者や農家も対象にする」と、また適用期間の延長を求めました。



これまで国保制度では傷病手当はありませんでしたが、厚生労働省は感染拡大防止のために、労働者が休みやすい環境の整備が重要で、感染または感染が疑われる場合、就労できなかつた日数に応じ、収入の三分の二を支給する制度を作りました。現在は被用者だけが制度の対象です。

これまで国保制度では傷病手当はありませんでしたが、厚生労働省は感染拡大防止のために、労働者が休みやすい環境の整備が重要で、感染または感染が疑われる場合、就労できなかつた日数に応じ、収入の三分の二を支給する制度を作りました。現在は被用者だけが制度の対象です。

日本共産党は被災者や支援団体と共にし、災害被災者住宅再建支援金制度の拡充(最高額を全壊で300万円から500万円や対象拡大)を国などに要望してきました。国は半壊の一部を拡充することにしました。これまで半壊は国の支援対象外でしたが、建設、修

理、賃借などの加算支援金を対象に拡充しました。しかし基礎支援金はありません。大分県には国が支援しない半壊、床上に独自の支援金制度があります。(下記の表)

大谷敏彰市議は「半壊に国の支援が一部出来たので、この分の財源を活用し床上(5万円)の拡充、準半壊の支援をするようにならぬか」と質問。

部長は「国の制度改正の正式な通知がない。出来た段階で県の制度の増額の要望をすくなづけ。今回の被害も含めて対象にするよう今後協議する」と答弁。

国・ 県 支 援 法	被災認定 区分	損害割合	被災者生活再建支援制度(単位:万円)		備考(単位:万円) 支 援 最 高 限 度 額
			基礎支援金	加算支援金	
国	全壊	50%以上	100	再建・購入=200 補修=100、賃借=50	最高額300
県制度	大規模半壊	40~50%未満	50	同上	最高額250
国	半壊	30~40%未満	なし	再建・購入100、補修=50、 賃借=25	国が新たに制度化する 予定の区分と支援額
国	半壊	20~40%未満	50	再建・購入・補修=80、賃借50	最高額130
国	床上	20%未満	5	なし	最高額 5
国	準半壊	10~20%未満	なし	なし	

注:左記の
金額は世帯
に2人以上の
場合で、
1人の場合
はその額の
4分の3